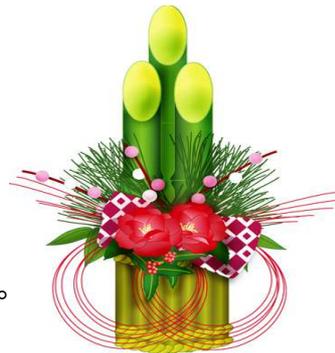


## 新年 あけまして おめでとうございます

謹んで新年のお慶びを申し上げます。  
旧年中は大変お世話になり、  
ありがとうございました。

本年も、社員一同、  
皆様のお力になれるよう頑張ってお参ります。  
ご愛顧の程よろしくお願いたします。



### CONTENTS

|   |
|---|
| 2018年度<br>与党税制改正大綱の概要…… P.1<br>今月から給与の源泉徴収が<br>変わります！<br>(扶養親族等の数の改正)…… P.3<br>経営者のための<br>M&Aセミナーのご案内…… P.3<br>「現物出資」について…… P.4<br>企業のICT導入状況…… P.5<br>1月度の税務スケジュール…… P.5<br>今月の名言録…… P.6<br>無料相談会実施中…… P.6 |
|---|

2018年の今年、干支でいうと戊戌(つちのえ・いぬ)。  
この「戊戌」という干支の意味するところですが、戊戌は2つ似たような漢字が並んでいるが実はそれぞれ正反対の意味を持ち、大いなる繁栄の年になるか滅亡の年になるか、かなり極端な年になることを意味しているそうです。  
具体的には、十干の「戊(つちのえ)」は、生命の成長サイクル「甲・乙・丙・丁・戊・己・庚・辛・壬・癸」の十種類のうちの5番目にあたり、勢い良く葉が茂る様子を表し、繁栄を意味しています。これに対して、十二支の「戌(いぬ・じゅつ)」は、生命の成長サイクルの11番目で枯れた木を表し、終焉・滅亡・終わりを意味しています。しかも繁栄であれ滅亡であれ、その規模はかなり大きく、60年でひと回りをする干支の中でも類を見ない程はつきりと盛衰が分かれることを指し示す言葉だそうです。  
先日、ある著名な経済学者の講演の中で、2018年は、金融政策・雇用情勢等から分析して、まちがいに経済成長・物価上昇が予測されると伺いました。ただし、唯一の懸念材料は皆さんもお察しの通り「北朝鮮情勢」です。今後、どの程度日本経済に影響を与えるのかは不透明ですが、社会情勢の波に乗遅れないようにしたいものです。  
単なる暦の話ではありますが、もしかしたら本当に盛衰がハッキリした年になるのかもしれないですね。

## 2018年度 与党税制改正大綱の概要

昨年末に2018年税制改正大綱が閣議決定されましたので、その概要のみ報告します。  
今年度は、働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から個人所得課税の見直しを行うとともに、デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置及び地域の中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置を講じ、さらに、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充、観光促進のための税として国際観光旅客税(仮称)の創設等を行います。このほか、国際課税制度の見直し、税務手続の電子化の推進やたばこ税の見直し等を行います。  
なお、具体的な詳細内容は、適宜今後の紙面にてご紹介いたします。

### 【所得課税】

#### ○給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

・給与所得控除額及び公的年金等控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を一律10万円引上げ

#### ○給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し

・給与所得控除について、給与収入が850万円を超える場合の控除額を195万円に引下げ。但し、子育てや介護に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないよう措置を講ずる。

- ・公的年金等控除について、公的年金等収入が1000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限を設ける。公的年金等以外の所得金額が1000万円超の場合は、控除額を引下げ。
- ・基礎控除について、合計所得金額2400万円超で控除額が逡減を開始し、2500万円超で消失する仕組みとする。

| 合計所得金額            | 基礎控除の額 |
|-------------------|--------|
| 2,400万円以下         | 48万円   |
| 2,400万円超2,450万円以下 | 32万円   |
| 2,450万円超2,500万円以下 | 16万円   |

## 【資産課税】

### ○事業承継税制の拡充

- ・10年間の特例として、猶予対象の株式の制限(総株式数の2/3)の撤廃、納税猶予割合の引上げ(80%から100%)雇用確保要件の弾力化を行うとともに、複数(最大3名)の後継者に対する贈与・相続を対象を拡大し、経営環境の変化に対応した減免制度を創設する等の措置を講ずる。

### ○一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

- ・同族関係者が理事の過半を占めている一般社団法人について、その同族理事の1人が死亡した場合、当該法人の財産を対象に当該法人に相続税を課税する。

### ○土地に係る固定資産税等の負担調整措置

- ・宅地等及び農地の負担調整措置について、2018年度から2020年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。

### ○中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置

- ・革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法(仮称)の制定を前提に、市町村が主体的に作成した計画に基づき2021年3月31日までに行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の課税標準を最初の3年間ゼロ以上2分の1以下とする特例措置を創設する。

## 【法人課税】

### ○賃上げ・生産性向上のための税制

- ・所得拡大促進税制を改組し、①平均給与等支給額が対前年度比3%以上増加、②国内設備投資額が減価償却費の総額の90%以上等の要件を満たす場合に、給与等支給増加額について税額控除ができる制度とする。

(注)中小企業については、平均給与等支給額が対前年度比1.5%以上増加等の要件を満たす場合に給与等支給増加額について税額控除ができる制度に改組。

- ・情報連携投資等の促進に係る税制を創設し、革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法に基づく設備投資に対して特別償却又は税額控除を可能とする。
- ・租税特別措置の適用要件の見直しを行い、大企業について、所得が前期の所得以下の一定の事業年度を除き、

①平均給与等支給額が前年度を超えること、②国内設備投資額が減価償却費の総額の10%を超えること、の要件のいずれにも該当しない場合には、研究開発税制その他の一定の税額控除を適用できないこととする。

### ○事業再編の環境整備

- ・産業競争力強化法の改正を前提に、特別事業再編計画(仮称)の認定を受けた事業者が行った特別事業再編(自己株式を対価とした公開買付けなどの任意の株式の取得)による株式の交換について、その交換に応じた株主に對する譲渡損益に係る課税を繰り延べる。

| 区分   | 要件   | 税額控除   |
|------|--|--|
| 大企業  | ①平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合(以下「比較平均給与等支給額に対する割合」)が3%以上であること<br>②国内設備投資額が減価償却費の総額の90%以上であること            | 給与等支給増加額の15%<br>(比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であるときは、給与等支給増加額の20%) |
| 中小企業 | 比較平均給与等支給額に対する割合が1.5%以上<br>①比較平均給与等支給額に対する割合が2.5%以上<br>②教育訓練費の前期比較増加割合が10%以上<br>③中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受け、経営力向上の証明がされたこと | 給与等支給増加額の15%<br>給与等支給増加額の25%                                 |

## 【消費課税】

### ○国際観光旅客税(仮称)の創設

- ・2019年1月7日以後の出国旅客に定額・一律(1000円)の負担を求める国際観光旅客税(仮称)を創設する。

### ○外国人旅行者向け消費税免税制度の利便性向上

- ・一定の条件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が5000円以上となる場合も免税販売の対象とする。  
(注)現行、「一般物品」と「消耗品」それぞれで下限額を満たす必要。
- ・現行の紙による免税販売手続(購入記録票のパスポートへの貼付・割印)を廃止し、免税販売手続を電子化する。

### ○たばこ税の見直し

- ・国及び地方のたばこ税の税率を1本あたり3円引上げ。2018年10月1日より1本あたり1円ずつ3段階で実施。
- ・加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直す。

## 【納税環境整備等】

### ○ 税務手続の電子化等の推進

- ・法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めるとともに、大法人については法人税等の電子申告を義務化する。
- ・生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン減税に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提出を可能とする。
- ・複数の地方公共団体への納税が一度の手続で可能となるよう、安全かつ安定的な運営を担保する措置を講じつつ、電子情報処理組織(eLTAX)を活用した共通電子納税システムを導入する。

## 今月から給与の源泉徴収が変わります！（扶養親族等の数の改正）

2018年1月改正の配偶者控除や配偶者特別控除に伴い、給与について源泉徴収をする際に考慮する「扶養親族等の数」の対象となる配偶者の範囲が変わります。そしてこの変更により、2018年分の扶養控除等申告書（以下、マル扶）の記載項目も変わりました。

### ◆ 扶養親族等の数

給与を支給する際に源泉所得税を徴収します。例えばマル扶の提出を受けている者であれば、源泉所得税は『給与所得の源泉徴収税額表』の“甲”欄を用いて算定します。

具体的には、〔その月の社会保険料等控除後の給与等の金額〕をもとに、「扶養親族等の数」に応じて税額を求めます。つまり、税額算定には「扶養親族等の数」が必要です。

この「扶養親族等の数」は、

2018年1月以後の給与支給分から上記のとおりです。ただし、これまでとの違いは①の配偶者の対象範囲のみです

### ◆ 対象となる配偶者の要件

これまで数に含める配偶者の要件は、『配偶者の合計所得金額が38万円以下』のみでした。これが右のように変わりました。

ちなみに、④の同一生計配偶者は名称が変更されましたが、要件は変わらず『配偶者の合計所得金額が38万円以下』のみです。

#### 扶養親族等の数：次の①から④の合計

- ①源泉控除対象配偶者に該当・・・1人加算
- ②控除対象扶養親族に該当・・・1人加算
- ③所得者本人が次に該当すること・・・1人加算
  - ・障害者（特別障害者を含む）
  - ・寡夫又は寡婦（特別の寡婦を含む）
  - ・勤労学生
- ④所得者本人の同一生計配偶者又は扶養親族のうち、次のいずれかに該当すること・・・1人加算
  - ・障害者（特別障害者を含む）
  - ・同居特別障害者

#### 配偶者：以下の全てを満たす者

- 1.婚姻届が提出・受理されている民法上の配偶者
- 2.所得者本人と生計が一緒
- 3.青色事業専従者としてその年中に給与の支払を一度も受けていない又は白色事業専従者でない

#### 扶養親族：以下の全てを満たす者

- 1.所得者本人と生計が一緒
- 2.合計所得金額が38万円以下

#### 控除対象扶養親族：以下の全てを満たす者

- 1.上記扶養親族に該当
- 2.その年の12月31日現在16歳以上

#### 源泉控除対象配偶者：以下の全てを満たす者

- ・配偶者の合計所得金額が85万円以下
- ・所得者本人の合計所得金額が900万円以下

## 経営者のためのM&Aセミナーのご案内

後継者不足や事業展開のスピード化が加速する中で、中小企業でもM&Aが経営戦略のひとつとして認識され、年商が1億円や2億円でも長年のノウハウ・商材或いは優良顧客やその販路などがポイントになり、多くの会社が譲渡されてきています。

弊社が推進する「友好的M&A」では、譲渡企業の社名は変えず、社員の方々は「人財」として全員継続雇用となることを前提としています。

それは、譲受企業がM&Aを成功させるためには、譲渡企業の「信頼あるブランド(社名)」や「経験豊かな社員」を今まで通り引き継ぐことが重要と考えているからです。

下記のセミナーは、実際に譲渡した企業と譲り受けた企業の各社長の生のお話が聞ける貴重な機会です。

参加費は無料です。お気軽にご参加ください。



### 異業種によるM&A事例

|     |   |
|-----|---|
| 日 時 | 2月28日(水) 13:30~16:20 (受付 13:00~)  |
| 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 譲渡・譲受けを考える経営者に、いま伝えたいこと (AATJ(株) 前代表取締役 畠山 祐聖 様)</li> <li>■ 中小企業M&amp;A 本当の成功ノウハウ (株)日本M&amp;Aセンター 常務取締役 大山 敬義)</li> </ul> |
| 場 所 | 名古屋マリOTTアソシアホテル「タワーズボールルーム」(名古屋市中村区名駅1-1-4)   |
| 申 込 | 当事務所へメールまたは電話でお申し込みください。 e-mail: info@asak.jp tel: 052-331-0135   |

## 「現物出資」について

### ◆ 現物出資制度とは

企業経営において赤字が続くとき、債務超過のときなど、増資(＝資本金を増やすこと)によって財務体質を改善させることができます。通常、増資は現金を出資し、株式を受け取るわけですが、現金以外のものでも可能で、これを現物出資と言います。例えば、不動産を現物出資して株式を受け取ることも可能となります。

本来、現物出資は、事業が発展し、個人事業から法人に移行する際に、事業に使う車、不動産、機械などの資産を出資するための制度ですが、リーマン・ショック以後の2010年にはこれを悪用する事件が起こりました。ある上場企業が、いよいよ債務超過で上場の維持も困難になって行き詰まりを見せたとき、不動産の現物出資を行ったのです。

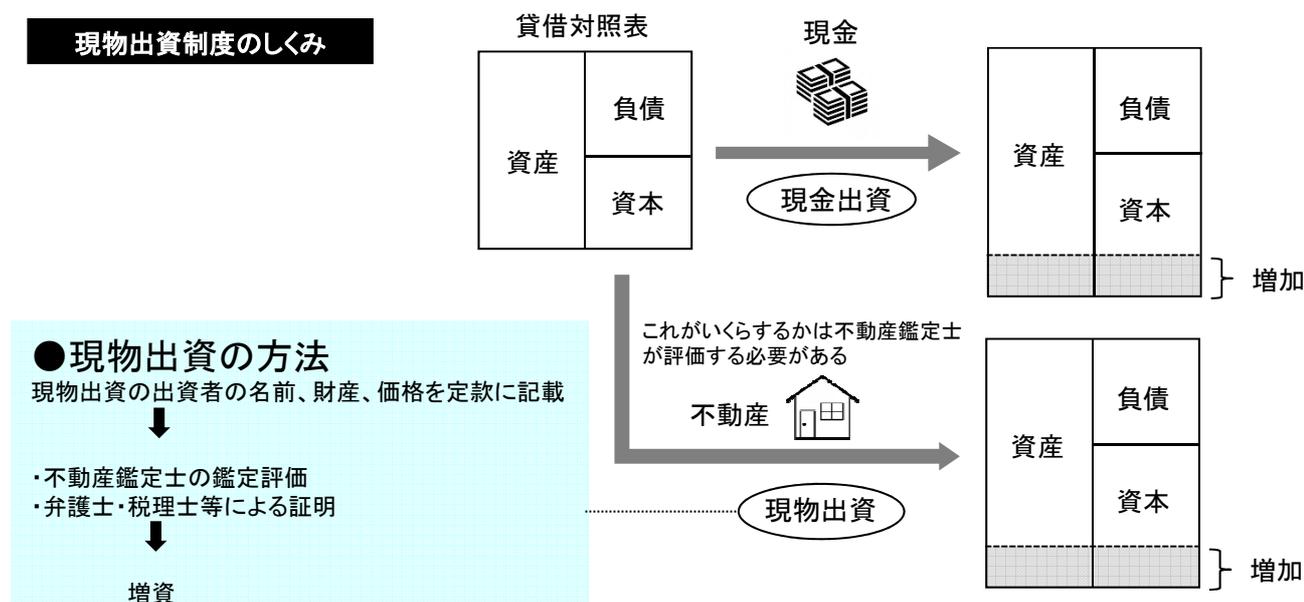
### ◆ 現物出資制度の悪用

その現物出資の対象となったのは、和歌山県のリゾート地として有名な白浜の山林約8万㎡です。なんとその増資額は21億2000万円でした。1㎡当たり約2万6500円というのは、当時で隣接地の宅地の分譲価格並みです。和歌山県の地価調査によれば、山林の評価額は1㎡当たり10円から1300円といったところなので、不当に高いのは明白です。ほぼ同時期に、別の上場企業による不動産現物出資(入札で安く取得した「かんぼの宿」を、建物は破壊されて使用不能の状態にもかかわらず、12億円で評価して出資し、問題となった)が、現物出資制度の悪用事例として問題になりました。

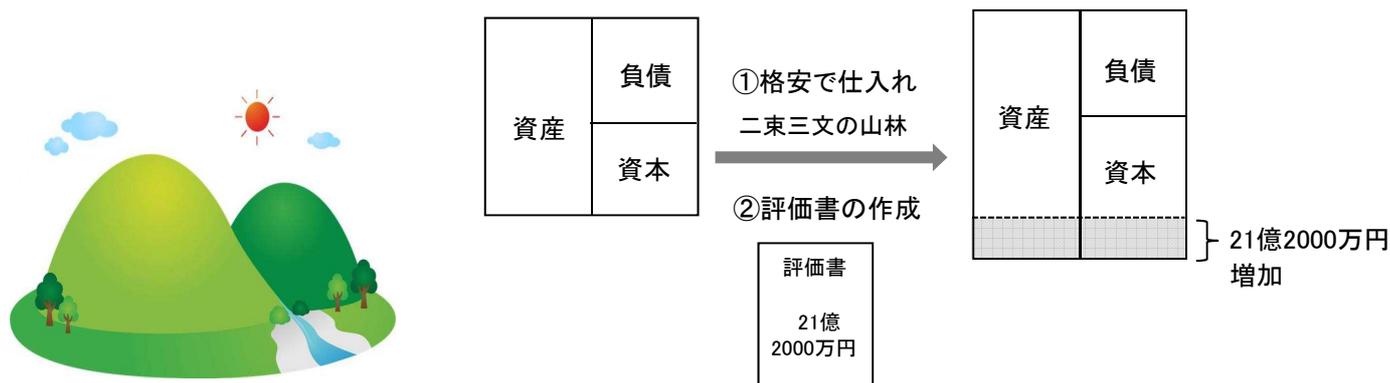
現物出資制度を利用する際、500万円以上の場合には、会社法に基づいて不動産鑑定士による評価を行い、弁護士・税理士による適正価格の証明をしたうえでこれを裁判所に認めてもらい、増資の手続きが完了します。

ところがこの手続きを悪用し社会的信用に背いて過大な評価を行い、適正価格の証明を行ってしまえば、書類上は問題なく増資できてしまうわけです。これらの事件の場合、不動産鑑定士が、よく不動産の状況も見ずに何10億円の評価を行ったことが問題となり、資格の停止などの処分が行われました。

### 現物出資制度のしくみ



### ● 架空増資とされた例



## 企業のICT導入状況

企業の規模を問わず労働生産性の向上が求められる現在、ICTの導入によって労働生産性向上を図る企業もあります。ここでは総務省の「平成29年版情報通信白書」から、企業のICT導入状況をみていきます。

### ◆ ホームページやスマホは50%以上に

この白書からICT端末やシステム、サービスの導入状況をまとめると、表1のとおりです。

パソコンの導入割合が最も高く、87.1%となりました。次いで情報システムが74.1%、ホームページ開設とスマートフォンが50%を超えました。インターネット取引の実施やソーシャルメディアの活用は、30%に満たない状況となっています。

【表1】ICT端末、システム、サービスの導入状況 (%)

|                            | 導入あり | 導入なし |
|----------------------------|------|------|
| パソコン                       | 87.1 | 12.9 |
| スマートフォン                    | 56.9 | 43.1 |
| タブレット                      | 34.6 | 65.4 |
| 情報システム                     | 74.1 | 25.9 |
| ホームページ開設                   | 59.6 | 40.4 |
| ソーシャルメディアの活用               | 20.3 | 79.7 |
| インターネット取引の実施               | 29.9 | 70.1 |
| ビッグデータ解析、自動取得したセンサデータ分析、AI | 2.9  | 97.1 |

### ◆ 経理・会計業務が70%近い割合に

調査対象企業の70%以上が導入している情報システムについて、どの業務での導入が進んでいるかをみると、表2のとおりです。経理・会計業務への導入割合が67.7%で最も割合が高く、次いで給与・人事が57.3%になり、総務・経理関連業務への導入割合が高くなっています。

一方、営業、販売、顧客管理、商品管理、在庫管理、仕入、発注、調達業務では40%台になっています。その他、情報共有のために35.4%の企業が情報システムを導入しています。

【表2】業務へのシステム導入状況 (%)

| 業務               | 導入割合 |
|------------------|------|
| 経理・会計            | 67.7 |
| 給与・人事            | 57.3 |
| 営業、販売、顧客管理       | 47.6 |
| 商品管理、在庫管理        | 41.5 |
| 仕入、発注、調達         | 41.4 |
| 情報共有             | 35.4 |
| 生産・製造            | 32.8 |
| 商品・サービスの企画、開発、設計 | 27.5 |
| 物流、配送            | 23.8 |
| サービス提供           | 21.1 |

### ◆ ICT利活用で労働生産性が向上

同白書によると、無線情報通信技術システムやツールの導入、クラウドサービスの利用といったICTの利活用を行っている企業は、そうでない企業に比べて1.2～1.3倍の労働生産性を実現しているということです。ICTを導入すべき業務は、企業の業種や規模によって様々ですが、自社にとってICTの利活用で効率化につながる業務があれば、積極的に導入してはいかげでしょうか。

## 1月度の税務スケジュール

| 内容   | 期限                       |
|--|--------------------------|
| 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  | 納期限 1月10日(水)             |
| 前年下期分源泉所得税の納付(納期特例)  | 納期限 1月22日(月)             |
| 前年11月決算法人の確定申告<br>(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)                   | 申告期限 }<br>納期限 } 1月31日(水) |
| 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<br>(消費税・地方消費税)                         |                          |
| 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)                                     |                          |
| 5月決算法人の中間申告(半期分)<br>(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)                          |                          |
| 消費税の年税額が400万円超の2月・5月・8月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)                         |                          |
| 消費税の年税額が4,800万円超の10・11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)(9月決算法人は2ヶ月分) |                          |
| 固定資産税の償却資産に関する申告   |                          |
| 支払調書の提出・給与支払報告書の提出   |                          |
| 個人の道府県民・市町村民税の納付(第4期分)   |                          |

## 今月の名言録

成長するためには  
絶えず変わっていかなくてはならない。  
変化こそが新しい価値を生むからだ。  
変わらないものの数より、変えるものの数をふやそう。



伸びる人は、いつも変化しているものです。継続することを単なる現状維持と考えるなら、それは間違いで、いまの状態を将来にも保持しようと思ったら、絶えず変わっていかなくてはなりません。満足とは停滞であり、続けていくためにこそ変化が必要とされるのです。変化対応力や適応力が継続や成長の原動力となるともいえるでしょう。

あなたの仕事の中身を棚卸してみてください。1年前と同じレベル、同じ意欲、同じ内容の仕事をしていませんか。であれば、あなたはもう退歩していると考えべきです。

変えたものより変えないもののほうが多かったら、それはすでに停滞なのです。

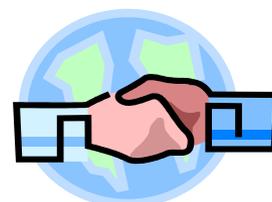
変化こそ新しい価値を生む。みずから変化することによって成長し、その結果、仕事のスキルも上がっていく。ユニ・チャームではこの「変化価値論」をとりわけ重視しています。発想を改める、課題を強化する、新しい方法を取り入れる、古いやり方を捨てる……いまの自分を変えることを恐れている人間は成長できません。

(「賢い人ほど失敗する」ユニチャーム創業者 高原慶一朗著 PHP研究所)

## 無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

## 事務所のご案内

〒460-0022  
名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階  
TEL:052-331-0135  
052-331-0145  
FAX:052-331-0167  
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、  
下記の担当までお問い合わせください。

|          |        |
|----------|--------|
| 税理士・行政書士 | 浅岡 和彦  |
| 不動産鑑定士   | 佐々木 勝己 |
| 社会保険労務士  | 松永 裕美  |

